

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 特 種 東 海 製 紙 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 田 裕 司
(コード番号 3708 東証一部)
お 問 合 せ 先 総 務 人 事 本 部 長 田 中 浩 之
TEL 03 (3273) 8281

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の当社第9回定時株主総会に株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所において「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、株式の売買単位を100株に統一する取り組みを行っております。

先般、100株への移行期限が決定したことも踏まえ、当社においても株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更し、証券取引所が望ましいとする投資単位水準や株主様に出来る限り影響を及ぼすことがないように、併せて株式併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成28年3月31日現在)	163,297,510株
株式併合により減少する株式数	146,967,759株
株式併合後の発行済株式総数	16,329,751株

(注) 「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合の影響

株式併合により発行済株式総数は10分の1に減少いたしますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍となります。

また、株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株変更することにより、株式の売買単位は100株となりますので、今回の株式併合の前後で、株主様の議決権の変動や株式を売買する機会を失うこともありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	発行済株式数（割合）
全株主	13,276名（100.00%）	163,297,510株（100.00%）
10株未満所有株主	278名（2.09%）	373株（0.00%）
10株以上所有株主	12,998名（97.91%）	163,297,137株（100.00%）

（注）本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様は株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きが可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問合せください。

(5) 株式併合の条件

平成28年6月24日開催予定の当社第9回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数変更および発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

(6) 新株予約権の目的となる株式の数および権利行使額の調整

株式併合に伴い、当社発行の新株予約権について、その目的となる株式の数および1株当たりの権利行使価額を、平成28年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

		調整前	調整後
平成20年度から平成27年度までに発行された株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権	目的となる株式の数	1,000株	100株
	1株あたりの権利行使価額	1円	1円

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載と同様の理由によるものであります。

(2) 変更の内容

平成28年10月1日（予定）をもって当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成28年6月24日開催予定の当社第9回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数変更および発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ①「1. 株式併合」の実施に伴い、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するものであります。

- ②「2. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を100株とするため現行定款第8条を変更するものであります。
- ③上記①および②の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。
- ④その他、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>450,000,000</u> 株とする。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 <u>(新設)</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,000,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成28年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

(3) 定款一部変更の条件

平成28年6月24日開催予定の当社第9回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合および単元株式数の変更ならびに定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年5月12日
定時株主総会決議日	平成28年6月24日(予定)
株式併合および単元株式数変更の効力発生日	平成28年10月1日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年9月28日となります。

以上

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成 19 年 11 月 27 日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限を平成 30 年 10 月 1 日にすることを平成 27 年 12 月 17 日に公表いたしました。

以上を踏まえ、東京証券取引所に上場している当社といたしましては、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成 28 年 10 月 1 日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例②	3,333 株	3 個	333 株	3 個	0.3 株
例③	250 株	なし	25 株	なし	なし
例④	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例②、④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取または単元未満株式の買増の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解

を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。確かに、株主様が所有の株式数は、株式併合前の10分の1 となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？

A 6. 特に必要なお手続はございません。なお、上記Q 4のとおり、10株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。
具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。
具体的なお手続につきましては、お取引のある証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 9. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 9. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1 となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 10. 次のとおり予定しております。
平成28年6月24日 定時株主総会
平成28年9月28日 100株単位での売買開始日
平成28年10月1日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成28年10月下旬 株式割当通知の発送
平成28年12月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

※お問い合わせ先

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）

以上